

## 所沢市保健所整備基本設計業務内容説明書

### 1 業務概要

- (1)業務名称 所沢市保健所整備基本設計業務委託
- (2)業務内容 基本設計業務
- (3)履行期限 契約締結日より令和8年11月20日(金)まで
- (4)工事種別 保健所新築工事、解体工事、外構工事
- (5)概算事業費 約62.9億円(税込)

※保健所建設に係る概算事業費は令和7年7月時点における本市による試算であり、設計費、施工費、外構費、工事監理費を見込む。

- (6)その他 所沢市保健所整備基本設計業務委託特記仕様書等による。

### 2 計画概要

- (1)施設名称 所沢市保健所
- (2)敷地の場所 所沢市並木六丁目4番地の1の一部
- (3)敷地面積 約9,700m<sup>2</sup>(市が別発注にて実施する分筆再測量により決定する)
- (4)工事概要 下記のとおり(構造及び規模は基本設計により決定する)
  - ① 保健所新築工事  
構造:耐震構造とし、躯体構造は設計者の提案による。  
延床面積:約 5,500 m<sup>2</sup>  
階数:3階又は4階  
その他:所沢市保健所設置基本計画による。
  - ② 解体工事 建設予定地に設置されている防球ネット等の解体工事
  - ③ 外構工事 駐車場・駐輪場・通路・植栽・囲障 等
- (5)工事期間 実施設計・施工事業(以下「DB」という。)契約締結日から令和11年12月を想定

### 3 設計の進め方

- (1)所沢市保健所整備基本設計業務委託特記仕様書(案)、業務委託契約書(案)、所沢市保健所整備基本設計業務委託契約約款(案)に基づき契約を履行する。
- (2)「所沢市保健所設置基本計画」及び本説明書に基づいて業務を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計を行うこと。
- (3)本事業の遂行にあたり、コンストラクション・マネジメント方式による発注者支援業務等の委託を予定している。本業務期間中はコンストラクション・マネージャー(以下「CMr」という。)との連携を図り、発注者の指示に基づいてCMr から依頼等があった場合は、これを発注者からの依頼等として対応すること。

- (4)技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者の指定した監督員及びCMr(以下「監督員等」という。)と協議の上、設計業務にあたること。
- (5)受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- (6)設計は建築基準法及び関係法令等によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- (7)所沢市におけるゼロカーボンシティ実現に向けた取組・政策を理解し、設計内容に取り入れるよう比較・検討すること。
- (8)所沢市街づくり条例、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の趣旨を踏まえて設計を行うよう努めること。
- (9)敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進めること。また、設計に係る打合せ事項及び決定事項(関係官庁、関係機関協議等を含む)については、書類にまとめて定期的に提出すること。
- (10)基本設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進むこと。
- (11)工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- (12)特定の新技術・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員等と協議の上、採用すること。
- (13)県産材・県産品の積極的な活用に努めること。
- (14)業務全体の工程表を作成すること。また、監督員への進捗状況の報告を密に行い、業務工程に対し遅れがあるようであれば、業務改善すること。2週間に1回程度及び必要に応じて受注者・発注者(関係職員含む)・CMr 等で定例会議を開き、業務を遅滞させないよう進捗させること。
- (15)協力事務所に一部業務を再委託する際には、協力事務所の業務状況を逐一把握し、指導すること。
- (16)現場調査は綿密に行い、設計図面等に反映させること。また、設計図面の確認を監督員の立ち会いのもと、現場で行うなどして設計内容に不備や不整合のないようにすること。
- (17)本業務で作成した基本設計をもとに、DBを一括発注する予定であるため、標準的な基本設計業務に加えて、DB事業者選定に必要な図書等を作成すること。
- (18)設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡すこと。
- (19)検査機器・情報機器・什器等の各種機器との調整を行うこと。

- (20)概略工事工程表は、監督員等との協議のうえ作成すること。
- (21)業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮し、監督員等の指示により、基本設計業務中間時及び基本設計業務完了時に、概算工事費を提示すること。
- (22)本説明書、所沢市保健所整備基本設計業務委託特記仕様書(案)、業務委託契約書(案)、所沢市保健所整備基本設計業務委託契約約款(案)等に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者との間で協議して定める。